

会議の設置趣旨について

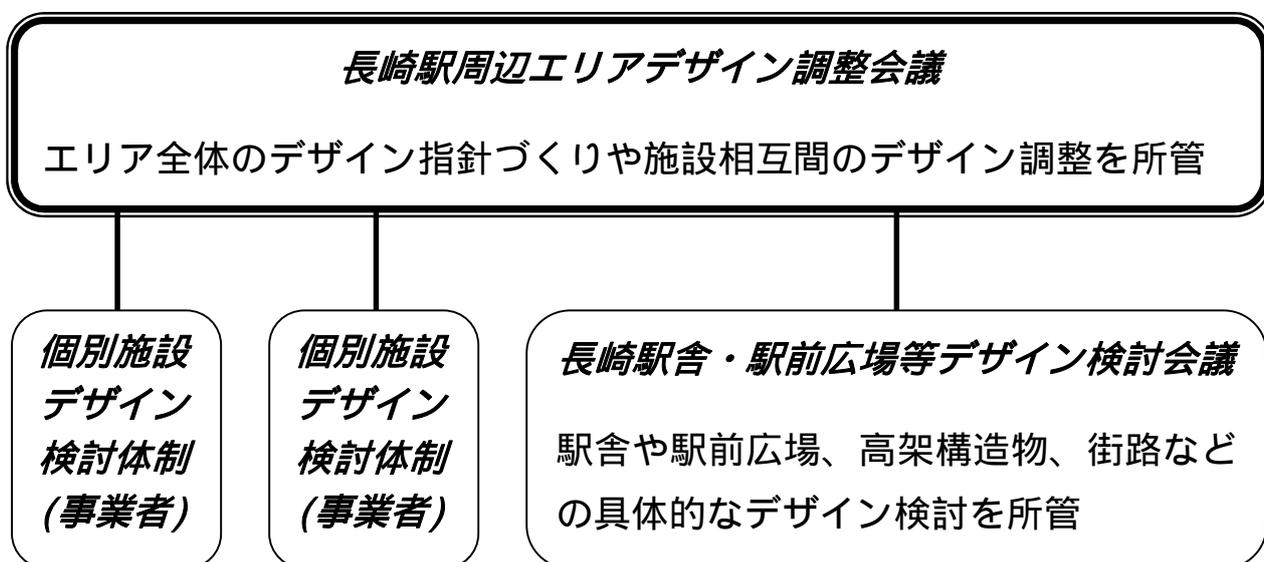
長崎駅周辺エリアにおいては、在来線の高架化や新幹線の建設と併せて重点的な都市整備を実施する予定であり、駅舎や駅ビルを始めとする多くの建築物と駅前広場や街路などの基盤施設が新たに建設されることとなる。

各施設は、長崎県、長崎市、九州旅客鉄道(株)、鉄道建設・運輸施設整備支援機構などの諸機関が建設事業を担当するが、計画・設計作業がバラバラに進められると、機能が十分に発揮できない施設配置となったり、不調和なまちなみ景観を生むおそれがある。

このため、専門家と主要な事業実施機関をメンバーとする会議を立ち上げ、諸施設のデザインに関する検討・調整を行うものとし、国際交流拠点都市・長崎の玄関口にふさわしい一体的で魅力あるまちなみ景観と機能的な都市空間の創出を図る。

ここでいう「デザイン」とは・・・

単に対象物の外観を設計するだけの意味ではなく、魅力ある都市環境を創出する観点から、機能的な連携や景観面の調和などに配慮しつつ、一定の広がりをもった区域を対象として、建造物群の計画・設計を行うこと。



長崎駅周辺エリアデザイン調整会議設置要綱

(目的)

第1条 長崎駅周辺エリア全体に係るデザインルールづくりや、エリア内で整備される主要な建築物及び基盤施設（以下「対象施設」という。）相互間のデザイン調整を行うため、「長崎駅周辺エリアデザイン調整会議」（以下「調整会議」という。）を開催する。（長崎駅周辺エリアの範囲は別図に示すとおりとする。）

(所掌事務)

第2条 調整会議においては、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 統一感のある都市景観を創出するための共通デザインルールの設定に関する事
- (2) 対象施設のデザイン案（配置計画を含む）に対する評価及び調整に関する事
- (3) 「環長崎港地域アーバンデザイン会議」への報告に関する事
- (4) その他必要な事項に関する事

(組織)

第3条 調整会議は、知事が委嘱する別表1に掲げる専門家及び事業実施機関をもって組織する。

- 2 調整会議の設置期間は、対象施設が完成するまでとする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 調整会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、調整会議の意見を取りまとめる。
- 4 副座長は、座長が指名し、決定する。
- 5 副座長は、座長に事故があるときの職務代理者となる。

(調整会議)

第5条 調整会議は、知事が必要に応じて開催する。

- 2 調整会議の議長は、座長が当たる。
- 3 調整会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 座長が必要と認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、長崎県企画振興部まちづくり推進室において処理する。

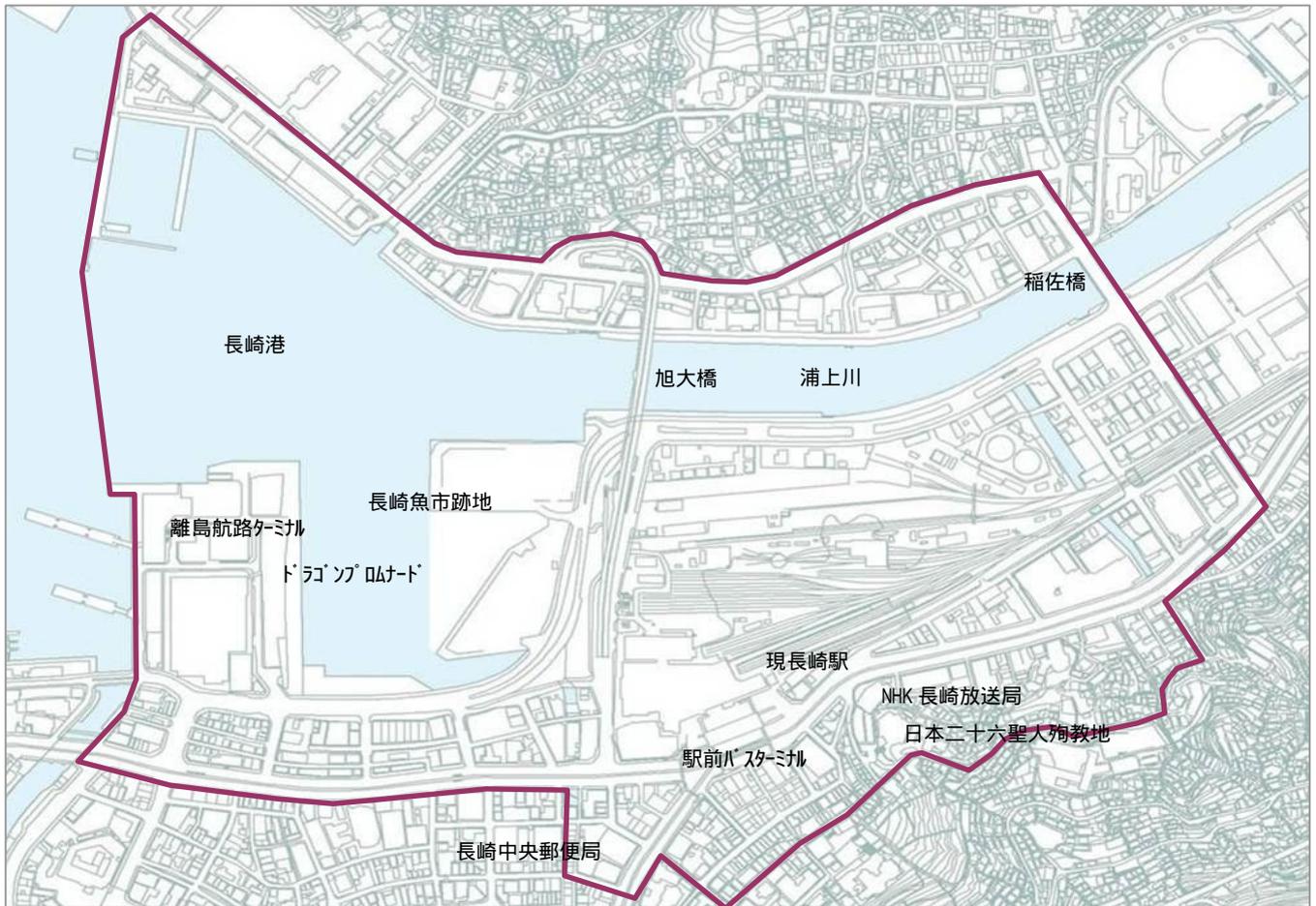
(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月20日から施行し、調整会議の設置期間が終了したとき、その効力を失う。

別図 長崎駅周辺エリアの範囲



別表1 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議委員名簿（平成25～26年度）

< 専門家 >

氏名	役職名
今村 洋一	長崎大学大学院工学研究科 准教授
尾崎 信	東京大学大学院社会基盤学科 助教
篠原 修	東京大学 名誉教授 特定非営利活動法人GSデザイン会議 代表
高尾 忠志	九州大学持続可能な社会のための決断科学センター 准教授
林 一馬	長崎総合科学大学環境・建築学部 教授

五十音順、敬称略

< 事業実施機関 >

兵藤 公顕	九州旅客鉄道株式会社経営企画部担当部長
鈴木 恒男	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部九州新幹線建設局次長
村井 禎美	長崎県土木部長
牧野 充浩	長崎県企画振興部次長
平松 幹朗	長崎県総務部・企画振興部・土木部参事監
山口 雄二	長崎県交通局長
杉 俊弘	長崎県警察本部警務部長
原 芳弘	長崎県長崎警察署長
浦瀬 徹	長崎市経済局長
池田 敏明	長崎市建設局長
池田 尚己	長崎市経済局文化観光部長
藤本 晃生	長崎市建設局都市計画部長